

## 6月一時金0.245ヶ月の 切り下げ回答！ 平均95000円の 大幅切り下げ！

6月3日(水)に団体交渉が開催され、6月一時金の回答(裏面参照)がありました。提示された回答は、一般職員ならびに常勤職員に対して、0.245ヶ月切り下げの1.995ヶ月でした。この切り下げ幅は5級以下一般職員平均で95000円の大幅切り下げになります。0.245ヶ月の内訳は、国家公務員に対する一時金凍結の特別勧告0.2ヶ月に加え、6月一時金の国家公務員との差額である、0.09ヶ月分を今年度半分切り下げのための0.045ヶ月です。

6月2日に特法連と政法連の一時金交渉があり、その際の政法連の回答には「各法人の財政状況、経

営状況及び業務実績に基づき、国家公務員の水準を十分考慮して」と示されていきました。人員及び予算を減らされている中で頑張っている私たちの業務実績を考慮しているはずですが、今回の機構からの回答は、このように大幅な切り下げでした。いったい、どれくらいの実績を上げれば、反映されるのでしょうか？

また、臨時用員の夏季一時金に関する回答もあり、以下のように、前年同様のものでした。

### 臨時用員の夏季一時金について

- 1 支給範囲  
支給日現在に在職する臨時用員である組合員
- 2 支給額  
平成20年12月2日から平成21年6月1日までの期間において

(1) 出勤日数	20日以上	40日未満の者	本給日額の7日分
(2) 出勤日数	40日以上	70日未満の者	本給日額の13日分
(3) 出勤日数	70日以上	100日未満の者	本給日額の15日分
(4) 出勤日数	100日以上	の者	本給日額の17日分
- 3 支給日  
平成21年6月23日までに協定が成立した場合、平成21年6月30日とする。

## 6/3 団交の回答

## 別紙

## 本日、次期役員選挙立候補の締め切りです。

本日、次期役員選挙の締め切りです。今期、執行委員は7名で活動してきました。その中で、原科研内には3名の執行委員しかおらず、機動力が著しく低下していました。今期の反省から、原科研には少なくとも5名の執行委員が必要であると考えます。

今日中に原科研内の立候補者が5名に達しなかった場合は、立候補の締め切りを来週まで延長の予定です。

今期の活動を通して感じられることは、15年前、20年前とは執行委員会の仕事のスリム化し、労力が相当軽減されています。昔のイメージとは随分変わりました。かつて執行委員を経験された方も、ぜひ、再度、執行委員として組合の活動にご協力下さい。また、未だ執行委員を経験されていない方々は、一度経験されることをお勧め致します。組合活動を通して、機構の運営のことや労働条件、職場の問題など、非常に多くのことを学べます。また、機構の研究開発機関としてのあるべき姿を実現するために、いろいろな要求を直に行うことができます。

原子力機構は法人理事者たちの持ち物ではなく、我々一人ひとりのものです。我々の原子力機構をより良くしていくために、ともにがんばりましょう。機構内の組織で、その中核を担ってきた(いる)人たちの多くも、かつては組合員でした。良い成果をあげるには、まず、良い環境を、皆で実現し、そして維持していかなくてはなりません。皆で協力してがんばりましょう。

各分会からの積極的な推薦もよろしくお願い致します。

- 1 支給範囲  
平成21年6月1日(基準日)に在職する職員及び常勤職員である組合員並びに平成21年4月1日から平成21年5月31日までの間に退職した職員及び常勤職員で組合員であった者
- 2 支給額
  - (1) 一般職員  
基準内給与月額に1.995を乗じ勤務成績を勘案した額及び職務段階に応じ加算する額に期間率を乗じた額とする。  
(注) 1) 基準内給与月額は、基準日(退職者については、退職日)現在の本給、扶養手当、研究手当(調整給含む。)、初任給調整手当及び地域調整手当の合計額とする。ただし、退職者の基準日現在の基準内給与月額は、次による。  
(イ) 基準日現在休職給の支給を受けている職員については、期末手当支給対象在職期間(平成20年12月2日から平成21年6月1日まで)における休職発令直前の本給、扶養手当、研究手当(調整給含む。)、初任給調整手当及び地域調整手当の合計額を基準日現在の基準内給与月額とみなす。  
(ロ) 期末手当支給対象在職期間の全部が休職期間である職員の基準日現在の基準内給与月額は、同日における休職給とする。  
2) 加算額は、職員給与規程(17(規程)第59号)第34条第3項に定めるところによるものとする。  
3) 期末手当支給対象在職期間に育児休業している期間がある職員のうち、当該期間に勤務した期間がある職員については、期末手当を支給する。  
4) 期間率は、従来どおりとする。
  - (2) 職責手当受給職員  
非組合員である職責手当受給職員と同様の基準により支給する。
  - (3) 常勤職員  
基準内給与月額に1.995を乗じた額に期間率を乗じた額とする。  
(注) 1) 基準内給与月額は、基準日(退職者については、退職日)現在の本給、扶養手当及び地域調整手当の合計額とする。ただし、退職者の基準日現在の基準内給与月額は、次による。  
(イ) 基準日現在休職給の支給を受けている常勤職員については、期末手当支給対象在職期間(平成20年12月2日から平成21年6月1日まで)における休職発令直前の本給、扶養手当及び地域調整手当の合計額を基準日現在の基準内給与月額とみなす。  
(ロ) 期末手当支給対象在職期間の全部が休職期間である常勤職員の基準日現在の基準内給与月額は、同日における休職給とする。  
2) 期末手当支給対象在職期間に育児休業している期間がある常勤職員のうち、当該期間に勤務した期間がある常勤職員については、期末手当を支給する。  
3) 期間率は、一般職員に準ずる。
- 3 支給日  
平成21年6月23日までに協定が成立した場合、平成21年6月30日とする。